

交渉情報	NO.104	日本郵便(株)信越支社 金融営業本部
JP労組 信越地方本部	2016年5月30日	添付資料:1枚

夏ボーナス吸収施策・営業活動量の増強について

日本郵便(株)信越支社金融営業部は、本日(5月30日)「夏ボーナス吸収施策・営業活動量の増強について」について地方本部に説明してきました。

この取り組みは、ゆうちょ上期最大の商戦期となる「夏のボーナス期」(6月から7月)における定額・定期貯金新規預入額を獲得し、総貯金純増の確保を図るために、6月から7月の非番日ならびに週休日に6時間程度出勤し営業活動量(営業活動日)を増加させるというものです。

1、実施日

6月から7月の非番・週休のうち3回(日)を上限

1回(日)あたり6時間程度

【参考】6月から7月の三六協定内容

非番日出勤2回 休日出勤2回

2、対象局と対象者

単独マネジメント局の貯金を取り扱う渉外社員及び窓口社員

実施内容については、支社資料を参照してください。

地方本部は、本施策について次の点について申し入れをおこない施策実施をするようにさせました。

- (1) 管理者自らが、本施策の趣旨と自局における6月から7月の夏のボーナス吸収施策の計画や取り組み内容を丁寧に説明し、理解を得ること。
- (2) 社員が出勤した場合は、社員の体調維持やワークライフバランスの観点から、他の日(平日)へ非番・週休の振替を原則とすること。
- (3) 三六協定を順守することはもとより、以下の「土日・祝日営業における禁止事項4項目」を順守すること

- ①個人目標未達成者などの低実績者に対し、営業活動の指導・方針も与えず、「土日等にやすませない」という懲罰を与えるために出勤させること。
- ②面談やアポ取りの見通しも考えることなく、単に土日等の出勤を当たり前として、状態的に出勤させること。
- ③低実績者について、単に支社、単独マネジメントブロック、地区連絡会又は部会への言い訳づくり（証跡づくり）のために出勤させること。
- ④その他、業務上の必要性が明らかでない土日営業のため出勤させること。

なお、実施にあたり地本からの申し入れ事項と違う取り扱いや疑義等が生じた場合は、支部対応を図るとともに地方本部まで連絡をお願いします。

3、本件取り扱い

【単局窓口】